分類コード	Ｘ－１－１－１－02
保存期間	10年（令和14年12月31日まで）

秋本運第３６７号
令和４年４月２７日

各所属長殿

秋田県警察本部長

特定任意講習実施要領の一部改正について（例規）

特定任意講習については、「特定任意講習実施要領の一部改正について（例規）」（令和２年４月23日付け秋本運第370号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和４年国家公安委員会規則第５号）の施行に伴い、所要の改正を行い、５月13日から別添「特定任意講習実施要領」のとおり実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、５月12日をもって廃止する。

別添

特定任意講習実施要領

第１　趣旨

この要領は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号。以下「施行細則」という。）第18条の規定に基づき、特定任意講習の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　基本的留意事項

１　講習対象者

講習対象者は、原則として６月以内に運転免許証の更新を受けようとする者で、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関してほぼ共通の条件下にあると認められる者を対象とする。

２　講習指導員

講習指導員は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てるものとする。また、講習指導員の研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めるものとする。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図るものとする。

３　講習施設

講習は、交通部運転免許センター、各警察署その他の警察施設又は公民館等の講習に適した環境の施設で実施するものとする。

４　講習用教材

運転免許に係る講習等に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第４号。以下「講習規則」という。）第２条第１項第２号に規定する「教本、視聴覚教材等必要な教材」として、最近の道路交通法令の内容を明示し、自動車等の安全な運転に必要な実践的な知識等を内容とする特定任意講習にふさわしい教本、県内の交通実態等を内容とする地方版資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材を必要数整備するものとする。

なお、講習規則第２条第１項第４号に規定する「自動車等の運転について必要な適性に関する調査で筆記による検査によるものに基づく指導」に用いる検査用紙も必要数整備するものとする。

５　講習の委託

講習を委託する場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の３に定める基準に適合する者を選定するものとする。

なお、適正な委託契約によって講習の委託を行い、十分な講習水準が維持され、講習が適正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

(1)　委託契約の内容

委託契約する場合は、あらかじめ講習の実施方法、講習科目等の具体的な講習実施基準（以下「委託講習の実施基準」という。）を定め、これに基づいて講習が行われるようにするものとする。

なお、おおむね次の事項を内容とする委託契約によって講習の委託を行うものとする。

ア　講習は、公安委員会が定める委託講習の実施基準に従って行うこと。

イ　講習の実施に関しては、公安委員会の指導監督に従って行うこと。

ウ　講習指導員は、講習指導員の要件を満たす者をもって充てるとともに、講習指導員に対し、随時必要な研修を受けさせること。

エ　講習指導員が、免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたとき、その他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

オ　講習が委託講習の実施基準に従って行われないとき、その他委託契約の条項に著しい違反があったときは、公安委員会は直ちに講習の委託契約を解除することができること。

カ　その他講習の適正な実施に必要な事項

(2)　講習委託費

講習委託費は、手数料収入との見合いにおいて、効果的な講習を行うに足る額を支出できるよう予算措置をとることとする。

6　予算措置

講習に使用する施設、教材等の整備に必要な予算措置について特段の配意をするものとする。

第３　講習実施上の留意事項

1　学級編成

(1)　学級編成の基本

ア　１学級の編成は、講習効果の上がるよう適正な人数で編成するものとする。
なお、講習施設に応じた収容可能人数を超えないものとする。

イ　講習効果の向上のため、教本や視聴覚教材等を効果的に活用するほか、受講対象者の交通事故実態、運転特性等について重点的に取り上げるなどして、講習効果を高めるよう創意工夫するものとする。

(2)　講習指導員の配置

原則として１学級につき講習指導員１人、補助者１人を配置するものとする。

2　講習実施方法

講習を実施する際は、視聴覚教材等を積極的に活用するなどして講習効果が上がるよう努めるとともに、受講者の態様に応じ、参加型手法を取り入れたきめ細かな内容の講習となるよう留意するものとする。

3　講習指導案

講習は、別表「特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠し、交通実態に即して重点を選定するなど、実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して実施するものとする。

4　受講期間

特定任意講習は、随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となるのは、下記の者に限られることから注意すること。

(1)　更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出する日前６月以内に特定任意講習を受講しているもの

(2)　免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定失効者

(3)　免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前１年以内に特定任意講習を受講している特定取消処分者

5　受講の申請

(1)　受講の申請は、事前に受講を希望する者の代表者が施行細則第16条の11に規定する特定任意講習日時及び場所指定申請書（以下「指定申請書」という。）を、講習会場を管轄する警察署長を経て、交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に提出するものとする。

　なお、他の都道府県公安委員会の管轄する区域内に住所がある者から受講申請があった場合でも受講を認めるものとする。

(2)　指定申請書の提出を受けた警察署長は、指定申請書を免許センター長に送付するものとする。

6　開催の日時及び場所の指定

　免許センター長は、講習受託者と協議の上、講習開催の日時及び場所を指定し、その指定内容を所轄の警察署長を経て、受講を希望する者の代表者に通知するものとする。

　なお、講習開催の日時及び場所の指定に際し、講習指導員の確保等諸般の状況を勘案し、申請された日時、場所での開催が困難と認められる場合は、これと異なる日時及び場所を調整して指定することができるものとする。

7　特定任意講習受講申出書の提出及び講習手数料の納付

　受講者は、受講時に施行細則第16条の11に規定する特定任意講習受講申出書（以下「受講申出書」という。）を提出するとともに、講習手数料を証紙により納付するものとする。

8　講習終了証明書の交付等

(1)　講習指導員は、講習終了後、受講者に道路交通法施行規則第38条の２に規定する「特定任意講習終了証明書」（以下「講習終了証明書」という。）を交付するものとする。

(2)　既に講習終了証明書の交付を受けた者から、汚損、亡失等の理由により講習終了証明書の再交付の申請があった場合は、特定任意講習受講者名簿と照合の上、名簿の備考欄に再交付年月日を記載して交付するものとする。

9　講習会場における事務

　講習会場における受講者の受付、講習用資料の配付、講習終了証明書の交付等の事務については、受託者及び講習受講団体の協力を得て行うものとする。

10　講習実施結果の報告

　受託者は、講習の実施結果を「特定任意講習実施結果報告書」（別記様式）に受講申出書及び証紙等を添えて、警察本部長に報告するものとする。

11　講習教本等

(1)　教本

特定任意講習において使用する教本は、別紙の内容について、正確にまとめられたものを使用するものとし、教本の冊数については、原則として１冊とすること。また、規格については、講習終了後も持ち帰って、自宅又は自動車等に保管し、いつでも確認できるよう、分かりやすく、使い勝手の良いものとすること。

(2)　地方版資料

ア　内容

地方版資料は、次の内容を盛り込んだものを作成し、教本と併せた効果的な講習を実施するものとする。

・　地域における道路交通の現状と交通事故の実態
・　車が故障した場合の措置
・　故障の場合の連絡先等
・　交通事故相談所一覧表
・　各種運転免許関係手続案内
（更新、失効、再交付、記載事項変更届出等の各種免許関係手続を行う際の申請日時場所、必要な書類などを教示するもの）
・その他秋田県の実情に応じた内容

イ　作成上の留意事項

資料を作成する際には、受講者に交通事故を身近なものとしてとらえさせ、安全運転意識を高揚させるような内容とするよう配意すること。その際、特に以下の点に留意すること。

・　警察署ごとの事故多発地点・区間を示し、当該地点・区間において多くみられる事故の形態とそれを防ぐための安全運転のポイントを解説するなど、地域の実情に応じた情報を提供すること。
・　道路交通の現状と交通事故の実態については、全国の交通事故の発生状況を併せて掲載するなど、秋田県の状況を客観的に把握できるよう工夫すること。

(3)　視聴覚器材

受講場所、学級編成及び受講対象者等を考慮し、プロジェクター等の投影機材、テレビ、ＤＶＤプレーヤー等適切な視聴覚機材を備え付けるものとする。

12　運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導に係る留意事項は次のとおりとする。

(1)　検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることとする。

(2)　器材使用による診断と指導

ア　運転適性診断と指導（検査機器使用）、安全運転態度の診断と指導又は運転技

能の診断と指導において使用する器材は次のとおりとし、これを単独で又は組み合わせるなどして参加・体験・実践型の講習となるよう工夫すること。

・　視覚刺激反応検査器材
・　動体視力検査器
・　夜間視力検査器
・　診断用模擬運転装置
・　運転シミュレーター
・　自動車等

イ　器材使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な器材を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

13　その他

交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明するものとする。

第４　更新手続等

特定任意講習の受講者から、運転免許証の更新の申請があったときは、次により処理するものとする。

１　更新申請者から、講習終了証明書の提出があった場合は、受講年月日を確認し、受講後６月以内の者については、更新時講習が免除されることから、講習手数料は徴収しないものとする。

２　本県以外において、特定任意講習を受講した者が、当該公安委員会の講習終了証明書を提示した場合には、県内の受講者と同様に取り扱うものとする。

第５　運用上の留意事項

１　特定任意講習の受講者において、更新時講習免除の対象となる者は、６月以内の更新予定者に限定されることから、教示に当たっては誤解を生じさせないようにすること。

２　高齢者講習の受講対象者又は６月以内の更新予定者以外の者が特定任意講習の受講を希望した場合は、「更新時講習は免除されないこと。」及び「講習手数料が徴収されること。」等について説明し、受講者の意思を確認すること。

別表　　**特定任意講習の講習科目、時間割り等に関する細目**

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			10分以上
1　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　秋田県内の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
2　運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	10分以上
3　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　受講対象に応じ、ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	40分以上
4　運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査機材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレーター、自動車、視聴覚機材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く、危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	60分以上
講習時間合計				120分以上

※　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別紙

１　最近における道路交通法令の改正の概要

最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

２　最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ＡＳＶ）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

３　交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ10のすすめ」（平成18年10月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

４　危険予測

(1)　危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2)　危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3)　死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

５　年齢に応じた運転特性

(1)　高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2)　視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3)　反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(4)　若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6　飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7　事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一次救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8　交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9　被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10　「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和53年国家公安委員会告示第３号）（第２章及び第３章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11　その他

(1)　運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2)　「安全運転５則」

以下の「安全運転５則」を記載すること。

○ 安全速度を必ず守る
○ カーブの手前でスピードを落とす
○ 交差点では必ず安全を確かめる
○ 一時停止で横断歩行者の安全を守る
○ 飲酒運転は絶対にしない

別記様式

年　　月　　日

秋田県警察本部長　殿
（運転免許センター長）

講習実施者

特定任意講習実施結果報告書

年　　月　　日実施した特定任意講習は、次のとおりであったから報告します。

記

講　習　時　間	時　　分から　　時　　分まで
講　習　場　所	
担当講習指導員	
受講団体等名称	
受　講　者　数	人（更新予定者数　　人）